

公務災害・通勤災害 の しおり

地方公務員災害補償基金長野県支部

災害にあわないことが一番！

でも万が一、公務災害・通勤災害に遭ってしまったら…

1 災害にあったら

地方公務員（常勤職員）が公務上の災害や通勤による災害で負傷したり、疾病にかかったりした場合は、**地方公務員災害補償基金**が補償を実施することになっています。

不幸にして災害に遭われた場合には、次のような点に留意して手続きをしてください。

まず、医療機関へ

災害の発生状況を所属長に連絡するとともに、できるだけ速やかに医療機関に行き、必要な治療を受け、初診日の入った診断書を一通とっておいてください。

その際、公務災害（通勤災害）の手続きをとる予定であることを告げて療養費の請求を待ってもらいます。

次に、認定請求の手続きを

所属の担当者に災害発生の状況を説明し、速やかに公務災害（通勤災害）認定請求書を作成し、診断書、現認書、その他必要な資料を添付の上、基金へ提出してください。

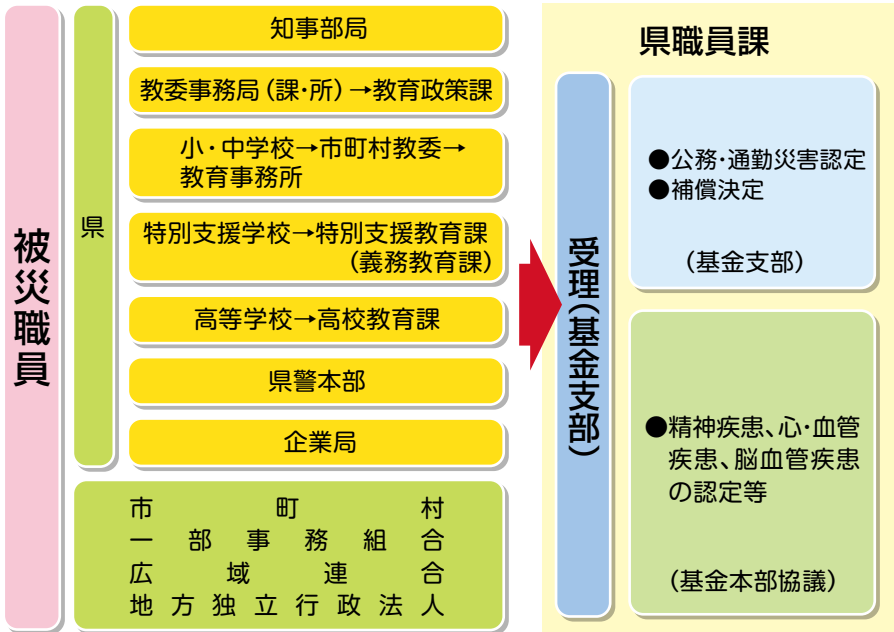
基金は、その災害が公務上か公務外か、又は、通勤災害に該当するかしないかを認定し、その結果を認定通知書により通知します。

続いて、補償の請求を

公務上の災害又は通勤災害該当と認定を受けた場合は、直ちにその旨を医療機関に連絡するとともに、治療費等の受領を当該医療機関に委任して療養補償請求書（様式第6号）を提出してください。（基金の指定医療機関である場合は療養の給付請求書（様式第5号）を提出。）

後日、診療費明細等が記載された請求書を受け取り、基金へ提出してください。審査の上、基金から直接医療機関に療養費を支払います。

認定請求手続きの主な流れ

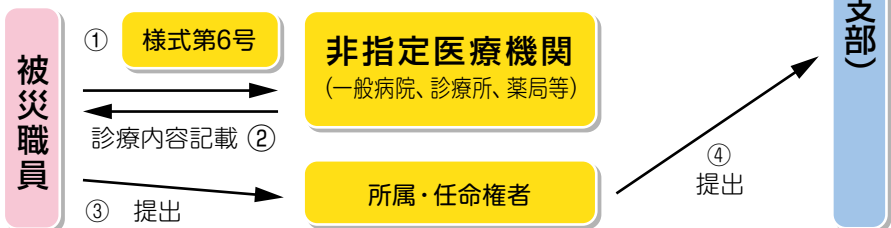


療養補償請求手続の流れ

■ 指定医療機関で受診した場合



■ 非指定医療機関で受診した場合 (共済組合員証を使用した場合を含む。)



治ゆしたら

傷病が治ゆしたら治ゆ報告書を基金に提出してください。

「治ゆ」には、傷病が完全に治った場合だけでなく、痛みなどが残っていたとしても、もはや医療効果を期待し得ない状態に至っている場合（症状固定）も含まれます。

その場合、療養補償は受けられなくなりますが、残存する障害の程度により、障害補償の対象となります。

**※基金への請求書等の提出は、すべて所属及び任命権者を
経由してください。**

早期に治ゆするよう、任命権者や所属長と療養についてよく相談してください。

また、同様の災害が発生しないよう速やかに対策を講じるなど、再発防止に心がけましょう。

再発したら

治ゆした後、その傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関して、自然的経過により症状が悪化するなど、再び療養が必要となった場合は、改めて「再発」の認定請求を行ってください。



災害とは

補償法上、負傷、疾病、障害又は死亡をいい、もっぱら身体上の損害であり、物的な損害、精神的損害（慰謝料）は含まれません。

2 公務災害とは

公務中にケガをした場合や、公務が原因で病気になった場合は原則として公務災害として取り扱われます。

しかし、勤務時間中に発生した災害が、すべて公務災害として認められるとは限りません。

負傷（けが）の場合

公務中の負傷は、私的行為によるもの、故意によるもの、偶発的な事故によるものなどを除き、公務上の災害となります。

例えば、次のような場合は公務災害として認められます。

- ①通常又は臨時の職務に従事している場合や、任命権者が計画・実施した研修を受けている場合等の負傷。
- ②業務待機中や生理的必要性行為のための往復行為など職務付随行為中の負傷。
- ③更衣及び機械器具の点検整備等、職務遂行に必要な準備行為、又は後始末行為中の負傷。
- ④出張用務そのものを遂行中、又は合理的な経路と方法による移動中の負傷。
- ⑤任命権者が計画・実施したレクリエーション参加中の負傷。

疾病（病気）の場合

腰痛症、脳血管疾患、心臓疾患、精神疾患等の疾病（病気）は本人の加齢（年をとること）、体質、基礎疾患が原因となって発症するものが多いため、単に公務中に発症したというだけでは公務災害とはなりません。

その疾病と公務との間に明らかな**相当因果関係**が認められることが必要です。



具体的には、次のとおりです。

■災害性腰痛の場合

滑ったり、バランスを崩したりというような「災害的な出来事（アクシデント）」や、取り扱った重量物が予想に反して著しく重かったりした等腰部に異常な力が作用したことが必要であり、日常生活上あるいは業務上の「通常の動作」により発症した腰痛は、公務災害とは認められません。

■脳心疾患等の場合

日常の業務と比較して特に過重な業務に従事し、このため、肉体的・精神的な負担によって本人の高血圧や動脈硬化等の要因、基礎疾患が急激に、かつ、著しく悪化した場合のように、その発症原因が公務であると医学上明らかに認められることが必要です。

■精神疾患の場合

公務により異常な出来事・突発的事態に遭遇したり、日常の業務と比較して特に過重な業務に従事したこと等による強度の肉体的過労や精神的ストレスの重複又は重積によって精神疾患を発症したことが医学的経験則に照らして明らかに認められる場合には、公務上の災害となります。

3 通勤災害とは

通勤災害とは、職員が**勤務**のために、①住居と勤務場所との間の往復、②勤務場所等から他の勤務場所への移動、③①の往復に先行し、又は後続する住居間の移動を合理的な経路及び方法により行うこと（公務の性質を有するものを除く。）に起因する災害をいいます。

ところで、実際の通勤においては、途中で私用を弁じたりすることがあります。これを**逸脱**又は**中断**といいますが、この場合は、その間及びその後は通勤とはなりません。ただし、その逸脱又は中断が**日常生活上必要な行為で最小限度**のものである場合には、その間を除き、経路に復した後は、通勤となります。

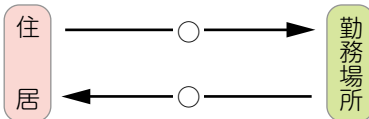
- 「通勤のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動のことをいいます。
- 「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、単身赴任者の自宅、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいいます。
- 「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。
- 「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいいます。
- 「逸脱」とは、通勤と関係のない目的で合理的な経路からそれることをいいます。
- 「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。
- 「日常生活上必要な行為」とは次のような行為をいいます。
 - ・スーパーでの飲食料品を購入する行為
 - ・クリーニング店に立ち寄る行為
 - ・病院において診療を受ける行為
 - ・理髪店や美容院に行く行為

通勤の範囲を図示すると次のようになります。

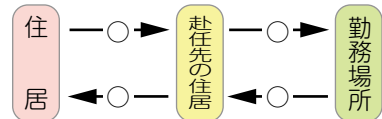
(○=通勤に該当、×=通勤に非該当)

A 合理的な経路及び方法の場合

(一般的な場合)

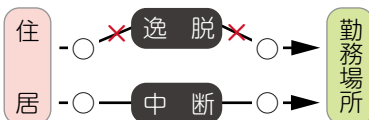


(単身赴任の場合)



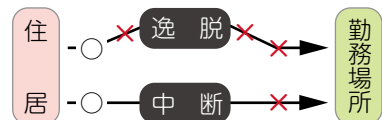
B 逸脱・中断した場合

(日常生活上必要な行為である場合)



C 逸脱・中断した場合

(日常生活上必要な行為以外の場合)



4 どんな補償が受けられるか

公務上の災害又は通勤による災害と認定されると、次のような補償や福祉事業を受けることができます。

種 類	内 容
1 療養補償	①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療 ④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥移送
2 休業補償	療養のため勤務できず、給与を受けられないときは、その期間中、平均給与額の60/100が支給されます。
3 傷病補償年金	療養の開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、傷病等級に該当するときは、次の年金が支給されます。 ・第1級～第3級（平均給与額の313日～245日分）の年金
4 障害補償	治ったあと、障害が残ったときは、次の年金又は一時金が支給されます。 ・第1級～第7級（平均給与額の313日～131日分）の年金 ・第8級～第14級（平均給与額の503日～56日分）の一時金
5 介護補償	傷病（障害）等級第1級及び第2級で、常時又は随時介護を要するときは、限度額の範囲内でその費用が支給されます。
6 遺族補償	公務災害又は通勤災害により死亡したときは、次の年金又は一時金が支給されます。 ・平均給与額の153日～245日分の年金 ・平均給与額の400日～1,000日分の一時金
7 葬祭補償	平均給与額60日分又は平均給与額の30日分+315,000円と比較し、高い額が支給されます。
8 福祉事業	被災職員等の生活の安定、福祉の維持向上を図るために、必要に応じてアフターケア、補装具、各種支給金、援護金、給付金等の支給や、介護人派遣等が行われます。

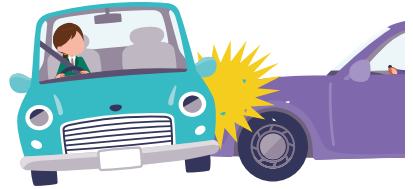
平均給与額

原則として災害発生の月前3か月間におけるその職員に経常的に支給された給与の1日当たりの額です。

5 加害者のある災害のときは

通勤途上で交通事故に遭った… 用務先で飼犬にかまれた…

公務遂行中又は通勤途上において、**第三者による加害行為**によって災害が発生した場合、被災職員は、加害者に**損害賠償**の請求をするか、基金へ**補償請求**するか、どちらも選択できます。ただし、二重に損害の補填を受けることはできません。



加害者が損害額全額の支払いに応じている場合等、円滑な示談交渉が望める状況では、加害者に損害賠償の請求をすることで、慰謝料や物的損害も含めた総合的な示談交渉ができるメリットがあります。

示談交渉が難航し損害賠償が受けられない場合や、事故の過失割合により自己負担が生じる場合等には、基金へ補償請求することで自己負担が軽減されるメリットがあります。

※加害者から受けた賠償の内容は、すべて基金にその都度報告してください。
また、示談をする際は、前もって基金に相談してください。

災害にあったときの注意

加害者及び保険加入の確認	○加害者（場合により使用者、親権者等）の住所、氏名、職業等を確認すること。 ○交通事故であれば、自賠責及び任意保険会社名、保険証明書番号、加入年月日等を確認すること。
警察への届出確認	○交通事故の場合、加害者は、法律によって警察に届ける義務があるので、事故としての取扱いを確認すること。
医師の診断	○たとえ軽傷と思っても必ず医師の診察を受けること。
所属長への報告	○災害の概要、とった措置の内容を電話連絡等によりできるだけ早く報告しておくこと。
その他	○現場状況の記録、目撃者の確保等をしておくこと。後日過失割合等が問題になったときその立証が容易である。

6 認定などに不服の場合は

公務外の災害との認定、通勤災害非該当との認定、各種補償の不支給決定などについては、被災職員として納得できないという場合もあります。

このように、支部長が行った補償に関する決定に不服がある場合には、支部審査会に対し審査請求をすることができます。審査請求は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。

支部審査会は、3人の委員により組織されており、審査の上、裁決を行います。

支部審査会の裁決についてなお不服がある場合は、本部にある審査会に対して再審査請求ができます。これは、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内にしなければなりません。

支部審査会又は本部審査会の裁決について不服があるという場合は、行政事件訴訟として、訴えを提起することができます。

7 地方公務員災害補償基金とは

地方公務員災害補償基金とは、地方公務員災害補償法に基づき、被災職員の所属する個々の地方公共団体に代わって補償を行う機関として設立された法人で、東京に本部があり、各都道府県及び政令指定都市に支部が置かれています。

長野県支部では、県・市町村・一部事務組合等に勤務する常勤職員を対象に、公務災害又は通勤災害の認定、各種の補償等を行っています。

なお、基金が行う補償等に必要な財源は、各地方公共団体等からの負担金で賄われています。

8 災害のない明るい職場を

基金が行っている各種の補償は、職員が公務災害や通勤災害によって受けた損害の一部を補填するだけのものです。

災害の発生は、職場や本人のみならず、家族にとっても大きな負担になります。何よりも大切なことは「災害を未然に防止する」ことです。

〈特に注意したいこと〉

- 脚立、椅子を使う高所作業では転落防止措置を行っているか。
- 機械、器具の作業手順や禁止事項を遵守しているか。
- 施設内では、階段、通路の段差を意識して移動しているか。
- 通勤時には、滑りやすい路面を意識して移動しているか。

ちょっとした事故の陰にも、大きな災害の可能性が潜んでいます。職場環境や作業手順の再点検を行い、災害のない明るい職場を築きましょう。

○リスクアセスメントをやってみよう

過去に災害が発生した事例、ヒヤリハット事例、職員が日頃から不安を感じている作業などから、災害に結びつきやすい作業を特定し、リスクの低減措置を検討・実施しましょう。

○安全衛生情報センター (JAISH) について

労働災害事例や、ヒヤリ・ハット事例、工夫・改善事例など、職場の安全衛生向上に役立つ情報がイラスト付きで掲載されています。

URL <http://www.jaish.gr.jp/>

災害をなくして 笑顔ある職場



当支部ではホームページを開設しています。ホームページ上より、最新の『公務・通勤災害 認定・補償請求の手引き』や公務災害認定請求書などの各種様式がダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

検索方法①

google、Yahoo!などの検索サイトで、

地方公務員災害補償基金長野県支部

検索

検索方法②

長野県公式ホームページから、[県政情報・統計](#)>[組織・行財政](#)>
[組織・職員](#)>[長野県の組織一覧\(本庁\)](#)>[総務部](#)>[職員課](#)>
[地方公務員災害補償基金長野県支部](#)
を順次クリック

くわしいことについては、担当者もしくは下記へお尋ねください。

地方公務員災害補償基金長野県支部

〒380-8570 長野市大字南長野幅下692-2 長野県総務部職員課内

電話 (026) 232-0111 内線2190-2191

(026) 235-7037 (直通)

FAX (026) 235-7478

電子メール nagano-pref@ml.chikousai.jp